

## 西宮市立中央病院院内暴力行為等対策委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市立中央病院(以下「病院」という。)に院内暴力行為等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、医療行為の円滑かつ適正な遂行と、患者及び職員の安全を確保するため、病院内における暴力行為等の防止及びその取締りならびに暴力行為等が発生した場合のその処理方針を協議する。

### (暴力行為等)

第3条 この要綱において「暴力行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為
- (2) 威力を示し、またはけんそうを伴う行為
- (3) 乱暴な言動等により、他人に嫌悪の情を催させる行為
- (4) 病院もしくはその附属物を損壊し、または、これらの美観もしくは清潔を損なう行為
- (5) 無断で火薬類等の危険物を持ち込む行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか病院における診療行為等秩序の維持、事務の執行に支障を生じさせる行為

### (構成)

第4条 委員会はつぎの者をもって構成する。

- (1) 院長、副院長、看護部長、副薬剤部長、事務局長、管理部長、病院改革担当部長、医療技術部長
  - (2) 暴力行為等が発生した関係診療科等の責任者
  - (3) 院長が指名する者
- 2 委員会の委員長は院長を、副委員長は事務局長をもってあてる。
  - 3 委員長は、会務を掌理し委員会を代表する。
  - 4 委員長は、会議を招集し議事をつかさどる。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (取締要員)

第5条 病院における暴力行為等を防止し、または取締りを行うため各職場に取締要員を置く。

- 2 取締要員は、各診療科等の責任者及び看護師長ならびに夜間にあつては宿日直医師をも

ってこれにあてる。

- 3 取締役等は、各職場において暴力行為等が行われ、または、そのおそれがあると認められたときは、直ちに警告・退去命令・排除等の適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて総務課長、警備員、その他の関係機関と連絡を取る。

(暴力行為等に対する対応)

第6条 暴力行為等に対しては取締役等を中心に、全職員が協力して対処するものとする。

2 暴力行為等に対する対応に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 相手方に対する対応は、複数の職員によって行うこと
- (2) 相手方が強要する場所で対応しないこと
- (3) 相手方が強要する文書等を交付し、またはこれらの文書に署名、押印等をしないこと
- (4) 相手方によるその他の強要に安易に応じ、または安易な回答はしないこと

(暴力行為発生後の措置)

第7条 暴力行為が発生したとき、当該取締役等は直ちに警察及び総務課長、警備員に連絡するとともに、前条に掲げるもののほか、次の事項を遵守して対応しなければならない。

- (1) 複数の職員によって現場及び暴力行為の確認を行うこと
- (2) 現場の確保に努めること
- (3) 警察のとりかたに協力すること
- (4) 当該取締役等は暴力行為発生状況等をすみやかに委員長に報告し指示を受けること
- (5) 報道関係等の対応は、原則として広報課を通じて行うものとし、総務課長は適宜広報課長と連絡をとること

(暴力行為等対策本部への報告)

第8条 総務課長は必要に応じて、暴力行為等対策本部(総務局)へ暴力行為発生報告をするものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成2年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 27 条による改正付則）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 28 条による改正付則）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。